



第4次にかほ市男女共同参画計画

—ひとりひとりが幸せな社会のために—

令和4年3月
にかほ市

にかほ市男女共同参画都市宣言

宣 言 文

本市のまちづくりの基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するために、男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現を目指して、ここに『男女共同参画都市』を宣言いたします。

平成23年6月1日

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 第3次計画の実施状況	2
第3 計画の基本的な考え方	3
第2章 計画の体系と施策の内容	4
第1 計画の体系	4
第2 主要課題と施策の方向	5
○主要課題1 男女共同参画社会に向けた意識改革	5
施策の方向 (1) 人権意識の高揚	
(2) 家庭・学校・社会教育の場における男女共同参画の推進	
(3) 国際的視野をもった活動の推進	
○主要課題2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	9
施策の方向 (1) 人材の養成	
(2) 人材の登用	
○主要課題3 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備	11
施策の方向 (1) あらゆる産業への女性の参画拡大	
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	
○主要課題4 男女共同参画による健康長寿社会の実現	14
施策の方向 (1) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	
(2) 高齢者や障がいのある人・生活困窮者が安心して参画できる環境の整備	
第3章 計画の推進体制	17
第1 市における推進体制の充実	17
1 推進体制の整備・充実	
2 市民の意見を反映した施策の展開	
第2 関係機関との連携の強化	17
1 あきたF・F推進員との連携強化	
2 企業との連携強化	
3 市民との意見交換等	
第3 計画の進行管理	18
1 進捗状況の把握	
2 計画の変更	

参考資料

A. 用語解説	20
B. 男女共同参画社会基本法	23
C. 秋田県男女共同参画推進条例	30

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

男女共同参画を推進するため、国では平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、平成12年には「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しました。平成17年度には、それまでの取り組みを評価・総括し「第2次男女共同参画基本計画」を、また、平成22年度には、基本法施行後10年間の反省点を踏まえた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の社会参画の促進を図っております。

また、秋田県は国の基本計画を受け、平成13年4月に「秋田県男女共同参画推進計画」（第1次計画）を策定し、その後、5年毎に計画の見直し及び策定を行い、令和3年3月に「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を策定しています。

本市においては、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に展開するため、男女共同参画社会基本法に基づく国や県の計画を踏まえ、平成19年度から平成23年度までの5カ年計画として「にかほ市男女共同参画計画」を策定し、その後、5年毎に時代に即した所要の見直し及び策定を行い、平成29年3月には「第3次にかほ市男女共同参画計画」を策定しています。

また、第1次計画最終年度である平成23年6月には、本市のまちづくりの基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するために、『男女共同参画都市』を宣言しております。

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、社会経済情勢の変化等、私たちを取り巻く環境は変化し続けています。それに伴う課題を解決するためには、性別に関わらず全ての人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠であるとの認識のもと、男女共同参画社会基本法及び国、県の第5次計画を踏まえ、にかほ市の男女共同参画社会の形成を推進するための第4次計画として策定したものです。

第2 第3次計画の実施状況

第3次にかほ市男女共同参画計画は、本市のまちづくりの基本理念である「夢のあるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するために、男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合えるイコール・パートナーシップの男女共同参画社会を推進することを基本理念とし、4つの基本目標を設定し、9の施策の方向のもと、135の具体的施策を設けて進捗を管理してきました。担当部署が取り組んだ実績と自己評価、今後の取り組み方向をまとめ、また、施策ごとに男女共同参画担当課（子育て支援課）が実施率の評価を行っております。135の具体的施策の実施度は97.0%となっており、131の具体的施策が計画通りに実施されております（データ1参照）。

計画期間5年間を通じて実施された施策がある一方、未実施の施策もあり、第4次計画においても、継続した課題としております。

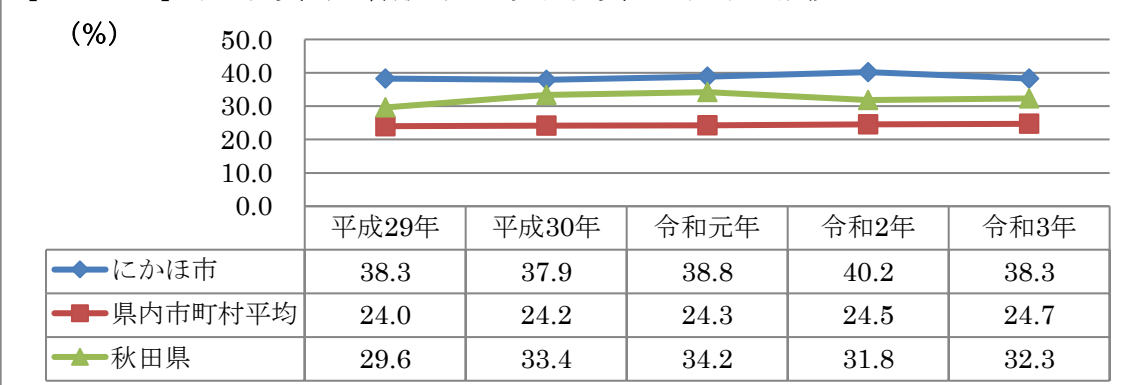
市の委員会・審議会等への女性委員の参画促進として、男女平等の観点から、女性委員の割合を50%にすることを目標にしておりましたが、達成までは至りませんでした。

しかし、5カ年間、県内他市町村と比較して、高い数値を維持しております（データ2参照）。

【データ1】実施状況

主 要 課 題	実施	未実施	合計	実施率
1. 男女共同参画社会に向けた意識改革	33	0	33	100.0%
2. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	15	1	16	93.7%
3. 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備	40	3	43	93.0%
4. 男女共同参画による健康長寿社会の実現	43	0	43	100.0%
合 計	131	4	135	97.0%

【データ2】市の委員会・審議会への女性委員の参画率の推移



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進調査」（内閣府男女共同参画局実施）

第3 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市のまちづくりの基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」を実現するために、男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合えるイコール・パートナーシップの男女共同参画社会を推進します。

2 基本的視点

- (1) ジェンダー（社会的性別）の存在に気づく視点の定着
- (2) 女性のエンパワーメント(女性が力を発揮できる存在になること)と参画の促進
- (3) 人権や多様な生き方が尊重される地域社会の実現

3 基本目標

この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して次の4つを基本目標にします。

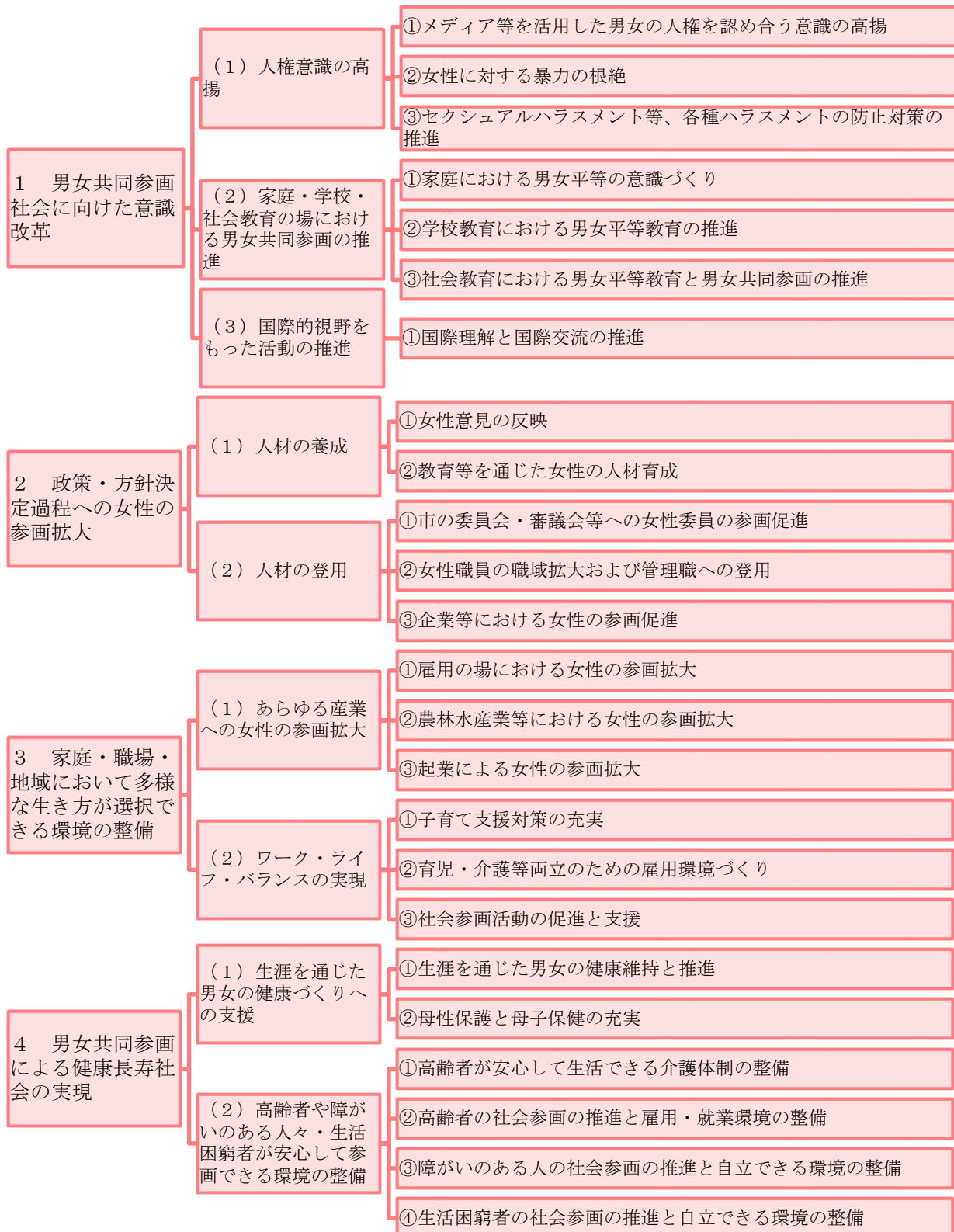
- (1) 男女共同参画社会に向けた意識改革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備
- (4) 男女共同参画による健康長寿社会の実現

4 計画の性格と期間

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法及び秋田県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、市が総合的かつ長期的に取り組む計画であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく、市の女性活躍推進計画を一体的に策定した計画です。
- (2) この計画は、市民・事業者等との連携協力を図りながら、「にかほ市総合発展計画」とともに本市における男女共同参画社会の形成に向けた計画的な施策を展開するための指針です。
- (3) この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第2章 計画の体系と施策の内容

第1 計画の体系



第2 主要課題と施策の方向

主要課題1 男女共同参画社会に向けた意識改革

将来にわたり豊かで安心して暮らせる「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち」を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、自らの意思で人生を選択し、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合えるイコール・パートナーシップの男女共同参画社会の実現が緊急な課題となっています。

また、性犯罪、ドメスティック・バイオレンス等女性に対する暴力は、家庭や職場等、社会における男女の固定的な役割分担意識や経済力の格差、社会的上下関係等、男女が置かれている状況等を背景にした構造的問題です。このことをすべての人が強く認識することが必要です。

さらに、性別役割分担意識は生活体験の中で形成されるため、幼児期から一貫して男女平等の視点に立った教育・学習を進めることが重要であり、また、社会教育においては、生涯にわたって人権の尊重や男女平等、男女共同参画の意識を高める学習機会を提供することが必要です。

施策の方向（1） 人権意識の高揚

社会のあらゆる分野で男女が個人として尊重され、誰もが自らの存在に誇りをもって、その個性と能力を十分に発揮できる人権尊重社会の形成を促進する施策を展開します。

また、異性間の暴力は、身体的暴行、心理的攻撃等多岐にわたっており、男性が女性から受ける暴力も軽視することはできません。配偶者からの暴力事案等の相談等の被害者が男性である割合も上昇傾向にあります。しかし、身体的暴行については、女性が被害者となる割合が高く、女性に対する暴力の根絶が大きな課題となっています。この解決のため、女性への暴力の根絶のための社会的認識の徹底と、暴力を根絶する環境づくりを促進するとともに、男女共同参画社会実現の阻害要因となる人権侵害の防止に努めます。

基本施策① メディア等を活用した男女の人権を認め合う意識の高揚

メディア（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等の媒体）が性の商品化や暴力表現等で女性や子ども等の人権を侵害している現状があります。市民一人ひとりがメディアに対してジェンダーフリーの視点を養うよう、市が発行する刊行物等へ男女の人権を尊重した表現を行うよう取り組むとともに、各種啓発活動を行います。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	市広報でより適切な表現を用いることに努め、男女共同・人権尊重の意識改革を促す紙面づくりの徹底	総務課	継続
2	性別に基づく固定観念にとらわれず、性的少数者にも配慮した表現による公的刊行物等の発行	全課	継続
3	青少年に悪影響を与える有害環境浄化活動の充実	生涯学習課	継続
4	男女共同参画講演会の開催・男女共同参画月間周知等による意識の高揚	子育て支援課	継続

基本施策② 女性に対する暴力の根絶

性犯罪やストーカー行為等は、女性に対する人権侵害であり重大な犯罪であるとの認識を徹底させるとともに、関係機関相互の連携を強化し、防止のための取り組みと被害者への迅速な対応・支援体制の整備に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	相談の場を設け、必要に応じて関係機関と連携し適切な対応を図る	子育て支援課	継続
2	人権相談により人権侵犯事件の円滑な処理および啓発を行う	市民課	継続

基本施策③ セクシュアルハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策の推進

セクシュアルハラスメントは、対象となった個人の尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するばかりでなく、能力発揮を妨げるとともに、心身や生活への深刻な影響を与えるため、セクシュアルハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。

また、パワーハラスメントやマタニティハラスメントもセクシュアルハラスメントと同様の影響を与えますが、この被害の特徴は、業務指導や教育指導の影に隠れてしまい、被害が表面化しにくいことがありますので、対処法を含めた防止の啓発に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	企業等に対して、男女雇用機会均等法の周知	商工政策課	継続
2	関係機関と連携してセクシュアルハラスメント防止、対処法に関する情報提供と啓発	商工政策課、 総務課	継続
3	関係機関と連携してパワーハラスメント防止、対処法に関する情報提供と啓発	商工政策課、 総務課	継続
4	関係機関と連携してマタニティハラスメント防止、対処法に関する情報提供と啓発	商工政策課、 総務課	新規

施策の方向（２） 家庭・学校・社会教育の場における男女共同参画の推進

人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進し、自立の意識を育むため、家庭、学校、社会教育の場における男女平等を推進する教育・学習の充実を図るとともに、これらの教育に携わる人々が男女共同参画の理念を十分理解し、現場で実践できるように努めます。

基本施策① 家庭における男女平等の意識づくり

女性が家事を担うという社会習慣を見直し、社会の最小単位である家庭の役割として、男女がそれぞれの能力に応じた役割と責任を果たす環境づくりを推進します。

また、職場中心になりがちな男性の意識を見直すことにより、男女が対等なパートナーとして協力し合い、家庭における家事や子育て、介護等を行うことの重要性について啓発を行います。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	男性の家事、育児への参画意識の啓発	健康推進課、子育て支援課	継続
2	男性の介護への参画意識の啓発	地域包括支援センター	継続
3	男性の家庭生活を支援する学習機会の充実	生涯学習課、仁賀保公民館	継続

基本施策② 学校教育における男女平等教育の推進

日常の教育活動において性別役割の固定化された慣習等の見直しを進め、幼少期からの男女平等や男女共同参画の意識の定着を図るとともに、男女共同参画の視点に立った進路指導に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	児童会、生徒会、座席、グループ活動における男女区別の廃止	学校教育課	継続
2	小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における男女平等の学習内容の充実	学校教育課	継続
3	男女共同参画の視点に立った進路指導や生徒指導の実施	学校教育課	継続
4	小・中学校における性に関する指導の充実	学校教育課	継続
5	学校広報紙等を活用した男女共同参画の啓発	学校教育課	継続
6	男女混合による体育事業と部活動	学校教育課	継続
7	男女混合によるスポーツ少年団活動	スポーツ振興課	継続

基本施策③ 社会教育における男女平等教育と男女共同参画の推進

世代を越えた性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等なパートナーシップで生涯を過ごせるよう、個人の尊厳、男女平等の意識を高め、社会参画を促進する学習機会の充実に努めます。また、すべての学習において、男女平等・男女共同参画への配慮に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	生涯学習機会の充実・啓発	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
2	生涯学習におけるボランティア活動の育成と支援	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
3	生涯学習人材バンクの活用	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
4	女性交流学習会の実施	生涯学習課、仁賀保公民館	継続
5	青年交流活動支援	生涯学習課	継続
6	図書館資料・図書館サービスの充実	市立図書館こびあ、仁賀保分館、象潟分館	継続

施策の方向（３） 国際的視野をもった活動の推進

男女共同参画の推進には、世界の女性が置かれている状況や国際的な男女共同参画社会に対する取り組みについての理解を深めることが必要なことから、国際的な視野を持った活動を支援します。

基本施策① 国際理解と国際交流の推進

国際交流団体との連携を図りながら、国際理解を促進します。また、友好国等との交流、市民レベルの草の根交流による国際交流の推進を図るとともに、国際的な男女共同参画の取組状況の理解を促進します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	国際交流団体への支援	総合政策課	継続
2	中学生の海外派遣研修の実施	総合政策課	継続
3	友好国訪問にかかる補助金の交付	総合政策課	継続
4	小学校での国際理解教育の実施	学校教育課	継続
5	小学校英語活動推進事業の実施	学校教育課	継続
6	日本語支援事業の実施	学校教育課	継続
7	A L T（Assistant Language Teacher）招致事業の実施	学校教育課	継続
8	外国人との交流の促進	総合政策課	継続

主要課題2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が社会の対等なパートナーとして、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政治、経済、社会、文化等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が不可欠となります。本市における行政政策の策定や決定過程への女性の参画は、各種審議会委員等をはじめとして38%前後を維持しておりますが、十分とはいえません現状にあります。

今後、行政・民間を問わず、女性の参画を拡大していくためには、まず、市の政策を検討する審議会等やこれまで女性の参画が少なかった分野において、積極的に女性の登用を進める必要があります。

また、女性自らも幅広い知識を身につけ、社会的責任を担う意識の高揚とさまざまな分野に参画していく努力が求められます。

施策の方向（1） 人材の養成

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、女性自身の参画意欲と能力を高めていくことが必要なことから、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供が必要になります。また、社会を活性化していくには男女の公平性を保ち、一方の性別に偏らない多様な考え方が重要になります。

基本施策① 女性意見の反映

防災、地域おこし、まちづくり、観光等、女性の参画により新たな発展を期待できる分野における人材養成に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	女性の視点に立った防災備品の確保・整備等、災害に関する各種マニュアル等への女性意見の反映	子育て支援課、防災課	継続
2	地域消防、地域おこし、まちづくり、観光に関する団体・グループ等への支援	全課	継続
3	男女イキイキ職場宣言リーダーの育成	商工政策課、子育て支援課	継続

基本施策② 教育等を通じた女性の人材育成

女性が固定的な役割分担意識にとらわれずに、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択することができるよう、男女共同参画の視点に立った学習機会等の提供を行います。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	生涯学習機会の充実・啓発	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
2	女性が参加しやすい曜日、時間帯に学習機会を提供	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
3	女性交流学習会の実施	生涯学習課、仁賀保公民館	継続
4	事業開催時の託児サービスの実施	全課	継続

施策の方向（２） 人材の登用

社会全体での女性の参画を進めるため、市が設置する委員会・審議会等への女性委員の参画促進や女性職員の管理職登用に努めます。また、企業においても方針決定の場への女性の参画が重要であることから、管理職への登用促進や、女性が参画する機会の拡充等についても働きかけます。

基本施策① 市の委員会・審議会等への女性委員の参画促進

女性委員のいない委員会等を解消するとともに、男女平等の観点から、女性委員の割合を50%にすることを目標に、積極的な参画を促進します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	男女のバランスを考慮した委員の委嘱	全課	継続
2	委員会等への女性の参画状況調査の実施	子育て支援課	継続
3	行政への関心を高める市広報づくり	総合政策課	継続

基本施策② 女性職員の職域拡大および管理職への登用

市政のさまざまな分野で活躍できる女性職員を育成し、積極的に管理職へ登用します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	特定事業主行動計画の策定と推進	総務課	継続
2	各種職員研修会の実施	総務課	継続
3	女性職員の幅広い分野への配置	総務課	継続
4	管理職への女性教職員の登用拡大	学校教育課	継続

基本施策③ 企業等における女性の参画促進

方針決定の場への女性の参画拡大や、採用・昇進等における男女の機会均等の一層の促進を働きかけます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	企業を訪問し、女性の職域拡大や管理職への登用を働きかける	商工政策課、子育て支援課	継続
2	男女雇用機会均等法・労働基準法の周知	商工政策課、子育て支援課	継続

主要課題3 家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備 (女性活躍推進計画関係)

本格的な少子高齢化社会では、労働人口が不足していくことから、社会・経済の活力を維持し、各人がいきいきと生きていくためには、男女がともに職業生活と家庭生活や地域活動との調和がとれる環境の整備が必要になります。

そのため、市民一人ひとりがやりがいと充実感を持って働き、職務上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じ、多様な生き方が選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をはじめ、あらゆる産業への女性の参画拡大が重要になります。

施策の方向（１） あらゆる産業への女性の参画拡大

女性の就業をあらゆる産業分野に広げ、女性の持つ新しい発想や多様な能力をもって個性と能力を十分発揮できるよう、女性を取り巻く適正な労働環境の整備に努めます。

基本施策① 雇用の場における女性の参画拡大

雇用の場における男女共同参画を促進するため、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の定着に向けて啓発活動の一層の充実を図るとともに、男女がともに働きやすい職場づくりや女性の能力の積極的な活用について、企業等がその責務を果たすよう、働きかけを行います。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	市ホームページに就業情報提供サイトへのリンクを設置	商工政策課	継続
2	企業支援機関等との連携による支援	商工政策課	継続
3	再雇用制度の普及と啓発	商工政策課	継続
4	パートタイム労働法の趣旨徹底	商工政策課	継続
5	関係機関との連携による就職情報の提供	商工政策課	継続
6	国・県及び商工業団体と連携した、育児・介護休業法や労働基準法の制度周知	商工政策課	継続
7	県の実施する「男女イキイキ職場宣言」事業所認定制度の取り組みの促進	商工政策課、子育て支援課	継続

基本施策② 農林水産業等における女性の参画拡大

食料・農業・農村基本法においても明記されている農林水産業における男女共同参画を促進するため、職業人としての自立を促進し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく多様で充実した生き方ができるよう、住みやすく活動しやすい環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	家族経営協定の奨励	農林水産課、農業委員会	継続
2	女性認定農業者の育成	農林水産課	継続
3	関係機関との連携による女性の地位向上の啓発	農林水産課	継続
4	家内労働法の周知徹底	商工政策課	継続
5	集落営農等における意思決定過程への女性の参画の推進	農林水産課、農業委員会	継続
6	食生活に関する情報提供による食育の推進	健康推進課	継続
7	各種協議会等への女性の登用	農林水産課	継続

基本施策③ 起業による女性の参画拡大

女性が様々な分野で起業し、経営ができるよう起業支援機関等との連携により支援します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	融資制度の情報提供と相談を実施	商工政策課	継続
2	起業支援機関等との連携による情報提供	商工政策課	継続

施策の方向（２） ワーク・ライフ・バランスの実現

少子高齢化がますます進行する社会においては、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態であるワーク・ライフ・バランスの実現が重要になります。特に女性においては、出産・育児によって就業を中断されることが多いことから、特に子育て・介護における環境の整備に努めます。

基本施策① 子育て支援対策の充実

安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減等、社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育てに対する不安の解消を図るための相談支援体制の充実を図ります。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	子育てに関する相談支援体制の充実	健康推進課、子育て支援課	新規
2	18歳到達後最初の3月31日までの医療費無料化と入院時食事療養費の助成	市民課	拡充
3	第2子以降出生時に祝金交付	子育て支援課	継続
4	子育てに必要な物品等の購入及び保育・育児等サービスの利用料を助成	子育て支援課	新規
5	子育て支援サービスに利用できるクーポン券の交付	子育て支援課	新規
6	保育サービス（低年齢児・時間延長・休日・一時預かり・障がいのある児童）の充実	子育て支援課	継続
7	保育サービスの情報提供	子育て支援課	継続

8	全ての世帯の保育料及び副食費の無償化	子育て支援課	拡充
9	学童保育の充実	子育て支援課	継続
10	子育てサポーターの育成	子育て支援課	継続
11	子どもの遊び場や交流の場の確保	子育て支援課	拡充
12	児童相談窓口「こどもＳＯＳネットワーク」の設置	子育て支援課	継続
13	幼児虐待に関する相談支援体制の充実	子育て支援課	継続
14	子どもを事件や事故から守る「こども１１０番の家」の設置	学校教育課	継続
15	ひとり親家庭等への児童扶養手当の支給	子育て支援課	継続
16	ひとり親家庭相談体制の充実	子育て支援課	継続
17	ひとり親家庭の親の就職相談の充実	子育て支援課	継続
18	ひとり親家庭の医療費無料	市民課	拡充

基本施策② 育児・介護等両立のための雇用環境づくり

企業等における次世代育成支援のための計画策定や育児・介護休業制度や多様な働き方等の積極的な導入を働きかけ、男女がともに仕事と家庭を両立できる雇用環境づくりを促進します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための広報・啓発活動	商工政策課、子育て支援課	継続
2	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援	商工政策課	継続
3	仕事と育児・介護の両立のための相談・情報提供の充実	長寿支援課、子育て支援課	継続
4	市男性職員に対する育児・介護休業制度の積極的利用の啓発	総務課	継続

基本施策③ 社会参画活動の促進と支援

暮らしやすい活力ある地域社会づくりを進めるために、地域の担い手として男女がともに地域で活動できる環境整備に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	地域づくりを推進する個人、団体の支援	総合政策課	継続
2	地域や集落運営、方針決定の場への女性の参画推進	全課	継続
3	自治会長や民生委員に対する男女共同参画についての情報提供	子育て支援課	継続
4	生涯学習におけるボランティア活動の育成と支援	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
5	誰もが利用しやすい施設利用体制の整備	生涯学習課、スポーツ振興課	継続
6	女性団体、青年団体等の育成と支援	生涯学習課、仁賀保公民館	継続
7	無料で利用できるボランティアセンターの設置	総合政策課	継続

主要課題 4 男女共同参画による健康長寿社会の実現

男女がともに充実した社会活動に参画していくためには、各人がそれぞれ互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことが重要です。

そのため、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うための健康教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた医療を推進するほか、経済的安定と住環境の整備、保健・福祉の充実も重要となります。

特に女性は、妊娠・出産等、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)や性差の視点をもった医療支援が必要です。

また、高齢者や障がいのある人、生活困窮者等の自立を支援し、社会参画できる基盤の整備が必要です。

施策の方向(1) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

男女が自己の健康を適切に管理するための健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう対策の推進を図ります。

基本施策① 生涯を通じた男女の健康維持と推進

男女の生涯を通じた健康保持対策の充実や、心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを進めるとともに、女性の健康を総合的に診ることができる性差医療の取り組み等を働きかけます。

また、性と生殖に関して、男女ともに正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができるよう、発達段階に応じた学習機会を充実に努めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	健康づくり基本計画の策定	健康推進課	継続
2	各種健康診査の充実	健康推進課	継続
3	地域医療体制(休日当番医・病院群輪番制)の整備	健康推進課	継続
4	健康教育(健康教室・食生活講習会等)の充実	健康推進課	継続
5	保健・福祉・医療(診療所)の連携	健康推進課	継続
6	健康相談の推進	健康推進課	継続
7	精神分野の相談体制の充実	健康推進課	継続
8	健康増進事業の推進	健康推進課	継続
9	性差に応じた人間ドックの啓発	健康推進課	継続
10	生涯スポーツの振興による健康維持・体力向上の推進	スポーツ振興課	継続
11	性教育の充実と、健康教育の推進	健康推進課、 学校教育課	継続

基本施策② 母性保護と母子保健の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、妊産婦、乳幼児に対する保健指導の充実等母子保健対策の推進に努めるとともに、男性も主体的に育児に関わる意識啓発を行います。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	不妊に関する相談体制の充実	健康推進課	継続
2	妊産婦健康診査受診券の活用	健康推進課	継続
3	喫煙、飲酒の実態把握と指導	健康推進課	継続
4	パパ・ママ教室の開催	健康推進課	継続
5	妊産婦への訪問指導の充実	健康推進課	継続
6	妊婦貧血予防パンフレットの作成と配布	健康推進課	継続
7	各種母子保健事業の充実	健康推進課	継続
8	不妊治療費助成事業の実施	健康推進課	継続
9	子育て相談日の実施	健康推進課	継続
10	H P V ワクチンの無料接種の推進	健康推進課	継続

施策の方向（２） 高齢者や障がいのある人・生活困窮者が安心して参画できる環境の整備

長寿社会を豊かで活力ある社会としていくためには、年齢や障がいの有無等に関わらず市民一人ひとりが社会に参画できる機会を提供し、安心して充実した生活ができるよう、その自立を支援するとともに環境の整備を図ります。

基本施策① 高齢者が安心して生活できる介護体制の整備

介護の負担を家族、特に女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みである介護保険制度の適切な利用やサービス基盤の整備を進めます。また、高齢者が要介護状態にならないための予防や地域全体が支える体制づくりを進めます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	介護予防・地域支え合い事業の充実	地域包括支援センター	継続
2	在宅福祉制度の充実	長寿支援課	継続
3	介護保険の円滑な運営	長寿支援課	継続
4	福祉施設の整備・充実	長寿支援課	継続
5	高齢者福祉サービスガイドの作成	地域包括支援センター	継続
6	介護教室の開催	地域包括支援センター	継続
7	相談窓口の設置	地域包括支援センター	継続
8	民生児童委員協議会等関係団体による支援体制の整備	長寿支援課	継続
9	広報等を活用した意識啓発	長寿支援課	継続
10	元気な高齢者づくりのため、生活にスポーツを取り入れる施策を推進	スポーツ振興課	継続

基本施策② 高齢者の社会参画の推進と雇用・就業環境の整備

地域の中で高齢者が自らの知識と経験を生かし、ボランティア活動等、男女がともに積極的な役割を果たしていけるよう、また、急速な超高齢化や年金制度の見直し等に対応し、男女を問わず、意欲と能力のある高齢者が働き続けることができるよう支援します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	老人クラブ活動の支援	長寿支援課	継続
2	ボランティア情報の提供	生涯学習課	継続
3	シルバー人材センターへの支援	長寿支援課	継続

基本施策③ 障がいのある人の社会参画の推進と自立できる環境の整備

障がいのある人も、男女ともに社会のあらゆる分野に参画することができるよう、また、社会生活を営むうえで直面する物理的・制度的・意識的な障壁等を除去し、社会全体のバリアフリー化を進め、社会参画を促進するとともに雇用の確保に努めます。

さらに、障がいのある児童らも適切な教育を受けることができるよう支援します。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	就業に関する相談・支援体制の充実	福祉課	継続
2	広報の音声化の実施	総務課	継続
3	障害者用自動車改造費・運転免許取得費の助成	福祉課	継続
4	障がいのある人の地域生活支援	福祉課	継続
5	ユニバーサルデザインによる公共施設整備の推進	全課	継続
6	障がいのある人の医療負担の軽減	福祉課、市民課	継続
7	障がいのある人の個性と尊厳を大切にした教育と支援体制の充実	学校教育課	継続

基本施策④ 生活困窮者の社会参画の推進と自立できる環境の整備

貧困等の生活上の困難に直面する人が、男女ともに社会のあらゆる分野に参画することができるよう、また、社会生活を営むうえで直面する障壁等を除去し、社会参画を促進するとともに相談体制を充実させます。

No.	具体的施策	担当部署	取組状況
1	就業に関する相談・支援体制の充実	福祉課	継続
2	関係機関と連携した生活困窮者の把握と支援	福祉課	継続

第3章 計画の推進体制

この計画を積極的に推進するため、庁内各部局が一体となって取り組みます。

また、県、企業、民間団体と連携し、市民との協働により、社会情勢の変化等を踏まえながら、広範多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に推進します。

第1 市における推進体制の充実

男女共同参画の促進は、広範多岐にわたるため、関係各課と連携しながら、施策を効率的に推進します。

1 推進体制の整備・充実

あらゆる施策に男女共同参画の視点を導入するため、「にかほ市男女共同参画推進本部」のほか、「にかほ市男女共同参画庁内検討委員会」等により、庁内の推進体制を確立し、施策の効果的な推進を図ります。

2 市民の意見を反映した施策の展開

広く市民からの意見を聞くため、「男女共同参画懇話会」の開催や電子メール、意見箱等を活用した行政施策への提言により、市民の意見を反映した施策の実施に努めます。

第2 関係機関との連携の強化

男女共同参画社会を形成するためには、行政だけではなく市民全てが主体的に取り組む必要があり、さまざまな課題を解決するため、行政や企業、ボランティア団体等の民間団体との協働による積極的な取り組みを推進します。

1 あきたF・F推進員との連携強化

地域の推進役となる「あきたF・F推進員」の積極的な活用を図り、男女共同参画施策を総合的、積極的に推進します。

2 企業との連携強化

企業との連携を図りながら職場における男女共同参画を進め、仕事と家庭の両立のための取り組みを支援します。

3 市民との意見交換等

各種施策に市民の意見を反映させるため、企業、ボランティア団体等の民間団体や県との意見交換の場を設けるとともに、市のホームページ等による情報提供に努めます。

第3 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、市における男女共同参画の現状や問題点について把握し、この計画の定期的な進行管理を行います。

1 進捗状況の把握

計画を着実に推進していくため、各施策の実施状況と課題を把握する等、適正な進行管理に努めます。

2 計画の変更

計画期間中であっても計画の内容についての必要な検討を行い、緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合は、この計画を変更するとともに、変更後の内容を公表します。

参 考 資 料

- A. 用語解説
- B. 男女共同参画社会基本法
- C. 秋田県男女共同参画推進条例

A. 用語解説

あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度からの年次計画で人材育成している推進員のことです。F・Fとは、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力し合いながら参画しあうという意味を込めたフィフティ・フィフティ(Fifty・Fifty)の頭文字を取った造語です。

育児・介護休業法

労働者の申し出により、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律です。

イコール・パートナーシップ

対等な協力関係、仲間を指します。

家族経営協定

経営内の家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、農業経営の近代化を図ることを目的とするもので、女性農業者の地位の確立や農業後継者の育成が期待されています。

家内労働法

家内労働者の工賃の最低額、安全・衛生その他の事項を定め、労働条件の向上を図るための法律です。

子育てサポーター

一時的な子どもの預かりや送迎、イベント会場での託児等、子育てを応援する「保育ボランティア」です。仕事と育児の両立や社会参加等を支援する仕組みをつくるにあたって、子育てサポーターの育成が重要となっています。

参画

単なる参加ではなく、より積極的に意思決定過程に加わるという意味が込められています。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良し悪しの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月から平成27年3月31日までの時限立法でしたが、平成37年3月31日まで10年間延長されました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とし、この目的を達成するため、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的・計画的に取り組んでいくこととしています。

集落営農

集落のような地縁集団を単位として、農業生産過程の一部またはすべてを共同で取り組む組織をいいます。

性的少数者(性的マイノリティー)

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のことを指します。一般的に同性愛者・両性愛者・性分化疾患・トランスジェンダー(性同一性障害を含む)が含まれます。

セクシュアルハラスメント

職場・学校等で「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指します。行為者が自己の行為をセクシュアルハラスメントに当たるものと意識していない場合も多くみられます。

男女イキイキ職場

男女が共にその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりの取組について県と協定を結んだ事業所のことで、平成17年度から募集を始め、平成27年度末の事業所数は294となっており、当市は8事業所が登録しております。

男女共同参画月間

秋田県男女共同参画推進条例第13条において、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、毎年6月を推進月間として定めています。

ドメスティック・バイオレンス

広い意味では、家庭という私的な領域のなかで、強者から弱者に加えられる暴力をいう。日本では夫婦間、パートナー間の暴力をいう。身体的な暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる暴力が含まれます。

パワーハラスメント

職務上、教育上、能力上の優越的権力を用いて、自分よりも下位の人物に対し、人権侵害ともいえる言動により、不法に精神的・肉体的損害を与えること、またはそれにより就業環境の悪化や雇用に対する不安を発生させることを指します。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、生殖に関する「健康」と「権利」のことです。この2つははっきりと分けられていませんが、「健康」としては、「安全で満足できる性生活」、「安全な出産」等が、「権利」としては、「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」、「生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利」等があげられます。保健医療だけでなく、男女平等、人口問題、生命倫理等、非常に広い範囲を含みます。1994年の国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方、女性が自ら決定する権利です。

ユニバーサルデザイン

あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。

ワーク・ライフ・バランス

「生活と仕事の調和」のことで、仕事においても家庭・地域活動等においても、様々な生き方を選択し実現できることを指します。

マタニティハラスメント

妊娠、出産、育児休業等を理由として、解雇、降格をされることがや職場で受ける精神的、肉体的なハラスメントのことを指します。

B. 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

(平成11年5月21日 参議院総務委員会)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

(平成11年6月11日 衆議院内閣委員会)

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条1第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条1—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要

な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであること

にかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改 善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措 置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保でき る制度とすること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男 女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護について は、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な 法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

C. 秋田県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日
秋田県条例第18号

秋田県男女共同参画推進条例をここに公布する。
秋田県男女共同参画推進条例

目次

前文
第1章 総則(第1条―第6条)
第2章 基本的施策(第7条―第15条)
第3章 性別による人権侵害の禁止(第16条)
第4章 苦情の処理(第17条・第18条)
第5章 秋田県男女共同参画審議会(第19条―第23条)
附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようにすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本指針)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。

二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。
- 六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。
- 七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条各号に掲げる基本指針(以下「基本指針」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に発揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第8条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等に対する支援)

第9条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第11条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究等)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止)

第16条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ(性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。)をしてはならない。

第4章 苦情の処理

(苦情の処理)

第17条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者(次条において「県民等」という。)は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。

3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員(以下「苦情調整員」という。)を置く。

4 苦情調整員は、必要に応じて、第1項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第18条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。

3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

第5章 秋田県男女共同参画審議会

(審議会の設置及び所掌事務)

第19条 第7条第3項及び第18条第2項の規定による諮問に応じ調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第21条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第7条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年秋田県条例第35号)の一部を次のように改正する。

(以下略)

第4次にかほ市男女共同参画計画

発行日 令和4年3月
編集 にかほ市市民福祉部子育て支援課
発行者 秋田県にかほ市
〒018-0192 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
TEL 0184-32-3040 FAX 0184-37-2135
ホームページ <http://www.city.nikaho.akita.jp>
E-mail sukusukusienka@city.nikaho.lg.jp

